

令和 7 年 6 月 農業委員会議事録

開 催 日：令和 7 年 6 月 2 5 日（水）
場 所：越谷市農業技術センター 2 階
研修室
開会時刻：午前 9 時 5 6 分

越 谷 市 農 業 委 員 会

1. 開催年月日 令和 7年 6月25日 (水)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 任 小 島 拓 也

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見決定について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第6号議案 越谷市農政審議会委員の選出について

第7号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4号報告 農地所有適格法人報告書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時52分

9. 会議の内容

局	長	皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、またお足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。これより、越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会	長	おはようございます。ご苦労さまです。 今日は久しぶりの雨ということで、出てくるとき土砂降りで困ったなと思ったら、こっちに来たら、今、多少小降りになったみたいです。昨日3か月の長期予報が出まして、7、8、9月の暑さは平年より暑いということです。ただ去年、一昨年よりは暑くならないという予報でした。雨は7月がちょっと多いかもしれませんが、8月、9月は平年並みということで、ただそこに付け加えていたのが、降るときは一遍にざあっと降り、降らないときは本当に降らない。それで平年並みということだそうです。1時間に100ミリ降ったら多分この辺も水が出てしまうのではないかと思います。農協のお米の倉庫も、冷蔵庫のところの水浸しになったという話も聞きましたが、やっぱり入梅というのは、しとしと降るのが入梅であって、ゲリラ豪雨のような一遍に降る土砂降りというのは、今までは夕立のようにざっと降ってすぐにやむというのはありましたけれども、今はそれが1時間、2時間と長く、降り始めると強いというのが多くなりました。雨は、畑の人は必要ですけれども、これから8月、9月、早い人は8月になると稲刈りが始まるのでしょうから、天気が続いて、たまにの雨ならいいですけれども、しとしといつまでも降られてもちょっと困るなと思っております。 米のほうも備蓄米放出したということで、6月9日の週末に平均4,000円を切ったということで、5キロで3,920円だそうです。買う人にとってはまだ高いと思うのですが、我々生産者は実際にそんなに高く売っていないので、どこがもうけているのか分かりませんが、困った数字が独り歩きしております。今年の米はもう大分高値で交渉に来ているという話もありますけれども、一昨年みたいな暑さが来ず

に、まあまあの収穫ができれば、今年は米の単価が高いので、一応農協さんも去年、一昨年の単価から比べれば倍ぐらいな値段で買えそうな話もあります。実際収穫されないと周りの備蓄米の関係で大分下がったので、どういうふうになるか先がちょっと読めないような状況で、飼料米を作っていた方が食糧用に変えたとか、面積増えているので、その辺の様子がどういうふうになるのか、ちょっと心配もしております。何はともあれ、農家は豊作貧乏ですので、あんまり豊作でも困るというのが現状ですので、豊作ではなくてもほどほどに取れば今年は単価がいいから何とかやっていけるのかなと、そんな気をしております。

これから今週は雨、あと2日、3日ありますけれども、体が暑さはまだ慣れていませんので、十分気をつけて農作業に励んでいただければと思います。

言葉整いませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。慎重審議よろしくをお願いします。

局 長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から3番の田口委員、4番の坂巻委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積

		は6,628平方メートルです。通作距離は11キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。 続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3,350平方メートルです。通作距離は1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め6名です。 続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3,350平方メートルです。通作距離は1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め6名です。 以上3件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員5番の岡安委員、2番及び3番について推進委員1番の小早川委員よりお願いいたします。 それでは、1番について岡安委員よりお願いいたします。
5番推進委員 (岡安委員)		1番の件について説明いたします。 6月20日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はございません。 以上、報告いたします。 以上です。
議	長	ありがとうございました。 続いて、2番及び3番について小早川委員よりお願いいたします。
1番推進委員 (小早川委員)		それでは、2番、3番の件について説明いたします。 6月20日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的はそれぞれ営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。 以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 それでは、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。
統括主幹		議案書の2ページを御覧ください。 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。 番号、申請人氏名の順に読み上げます。 それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、2024年3月に自宅を火災により焼失してしまい、再建築をするに当たり、高齢であることを考慮し、平家建ての住宅を計画したところ、宅地部分の面積では不足したため、隣接する自己所有地の農地を転用するための申請です。 本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第4条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行令規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を三ツ木委員よりお願いいたします。
1番委員 (三ツ木委員)		1番の件について説明いたします。 6月12日に現地を確認しております。申請地の現状は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き周囲にコンクリートブロックを設

議

長

置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございますか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の3ページを御覧ください。第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見決定について説明いたします。

番号、当初事業計画者氏名、承継者氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の変更内容でございますが、平成17年9月22日付春農振第59401号で住宅用地として大字平方字東前451番2の農地、299平方メートルの当該地の農地転用の許可を得て住宅を建設する予定でしたが、夫の仕事の都合により県外に転居せざるを得なくなり、夫の単身赴任などいろいろ協議をし、何とか本敷地での建築を模索してきたのですが、折り合いがつかないまま建設できない状態が続いてきました。元の農地所有者への返還も考えましたが、相手方の金銭的な問題があり難しく、現在に至ります。このような中、当該地の隣接地で資材置場を設置している方から敷地拡張の要請を受けたことから、本計画変更の申請をするものです。

以上のことから、平成17年9月22日付で許可を得た事業計画を承継者の事業計画に変更し、承継するものです。

事務局からは以上です。

議 長	ありがとうございました。
全 員	ただいまの説明について質疑はございませんか。
議 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
	続きまして、第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての１番から９番について、事務局より説明願います。
	続きまして、第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての１番から９番について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹	議案書の４ページから５ページを御覧ください。
	第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての１番から９番について説明いたします。
	番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	それでは、１番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の妻の親族の所有する住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、伸び伸びと子育てができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園があり、子育てには適した場所で、妻の母の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
	続きまして、３番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

いたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには学校や公園があり、子育てには適した場所で、両親の住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は資材置場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、借人は令和元年に市外に本店を置き、主に建設業を営む法人です。受注も順調に増加してきて、現在使用している資材置場が手狭になってきており、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在使用中の資材置場の隣接地で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は自宅を拠点に個人事業主として二十数年塗装工事業を営んでいます。ここ数年、仕事量が増加し、資材を自宅敷地の空きスペースに置いていましたが、手狭になり、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は自宅からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和2年に市外に本店を置き、主に複写機やパソコン等の事務機器を中心に中古品を買い取り、輸出業務を営む法人です。業績も順調に推移し、現在使用している資材置場が手狭になり、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在の資材置場からも程近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の伯母の住宅にも程近く、子育ての支援や伯母の介護等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

議 長

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、子供を伸び伸びと育てることができる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の居住地にも程近く、お互い生活支援ができる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和5年に市外に本店を置き、主に動物病院への医療機器の販売及びコンサルティング業務を営む法人です。その業務の一環で発生するリフォーム資材の置場を他社の資材置場の一部を使用しておりましたが、立ち退きを迫られ、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上9件の農地区分につきましては、申請地周辺は集落介在が進んだ一団10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番から7番について瀬尾委員、8番及び9番について坂巻委員よりお願いいたします。

それでは、1番から7番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1番の件についてご説明いたします。

6月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。北側道路に接続する部分を除いて、周囲を既設コンクリートブロックで囲まれていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。

同じく6月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側道路に接続する部分を除いて、周囲を既設コンクリートブロック及び地先ブロックで囲まれていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、3番の件についてご説明いたします。

同じく13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅でございます。東側道路に接続する部分を除いて、周囲にマウントアップを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、4番の件についてご説明いたします。

同じく6月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場の敷地拡張です。東側一体利用地と接続する部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、5番の件についてご説明いたします。

同じく6月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場であります。北側道路に接続する部分を除いて、周囲に既設コンクリートブロック及びフェンスで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、6番の件についてご説明いたします。

同じく6月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。東側道路に接続する部分を除いて、西側をコンクリートL形擁壁、その他の部分はコンクリートブロックで覆うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、7番の件についてご説明いたします。

同じく6月13日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。東側道路に接続する部分を除いて、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続いて、8番及び9番について坂巻委員よりお願いいたします。

4番委員

8番の件についてご説明申し上げます。

(坂巻委員)

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。東側の道路に接続する部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、9番の件についてご説明申し上げます。

同じく6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。北側の出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

3番委員

すみません。6番の資材置場の件につきまして1点ご質問させていただきます。

(田口委員)

こちらのほう、資材置場、中古事務機器の置場という形になっておりますが、この場合、雨風とかはしのげるような簡易的な建物みたいなものというのは、建築とかそういう予定になっているのでしょうか、お願いいたします。

議長

事務局、お願いします。

開発指導課長

お答えします。

今、田口委員がおっしゃったような建築物を認めるような開発の許可基準がないので、ここは青空で使ってもらうことになります。

議長

田口委員。

3番委員

そうなりますと、事務機器ということで、雨など降ったときとかには、電子機器関係になりますので、そういう状態でも置場として雨風がしのげる状態の資材置場という形で申請が出ているということで理

(田口委員)

統括主幹

解してよろしいでしょうか。

3 番 委 員
(田口委員)

越谷市でヤード条例というのが施行されておまして、この場合の資材については、ビニールあるいはブルーシート等で覆うようにというのを廃棄物指導課のほうから指導されているというふうに伺っております。

議 長

分かりました。ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかに。

中島委員。

1 0 番 委 員
(中島委員)

3 番の案件についてお聞きしたいのですが、先ほどの説明の中で、隣地との境にマウントアップを施工するということですが、このマウントアップはどのような施工なのか、ちょっとその辺の内容を知りたいと思ひまして、質問させていただきました。よろしくお願ひします。

統括主幹

敷地の一部を土手状に盛り上げて、隣の隣地に水や土が行かないように施工するというような工法になっておまして、今回のこの敷地に関しては、隣接する土地が親類の土地だということで、通常ですとブロックですとかそういった物でしっかり区画するところを、そのマウントアップという土手みたいなものを造って水や土が行かないように施工すると聞いております。

議 長

どうぞ。

1 0 番 委 員
(中島委員)

ということは、宅地内は低い、その脇に山を造って。

統括主幹

宅地より低いか高いかとかいうよりは、それよりも盛り上げてマウンドを造るということです。

1 0 番 委 員
(中島委員)

宅地より盛り上げて、周りを積み上げてということなのですか。

統括主幹

はい、そうですね。

1 0 番 委 員
(中島委員)

分かりました。

議 長	よろしいですか。 ほかに。
全 員 議 長	なし。 ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。 続きまして、第4号議案の10番から16番について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹	議案書の5ページから6ページを御覧ください。 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての10番から16番について説明いたします。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、10番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成28年に市内に社会福祉法人を設置し、特別養護老人ホームを経営する法人です。現在運営中の特別養護老人ホーム敷地内の駐車スペースは、施設所有者、納品車両及び面会者用車両で満車状態で職員用の駐車スペースが不足している状況のため、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は施設からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。 続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の親族の住宅に両親と同居しておりますが、十分な広さを確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園、小学校、公園及び商業施設もあり、生活環境が整っていて、両親の住む住宅にも程近く、将来両親の面倒を見ることができ、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。 続きまして、12番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由

といたしまして、借人は平成11年に市外に本店を置き、主に埼玉県を中心に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。現在賃借している駐車場を返却することになり、ここに駐車していた車両を置くため、新たに同規模の広さの駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社営業所からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成12年に市内に本店を置き、主に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。現在は本社敷地内に運送用トラック、社用車及び従業員用駐車場として使用していますが、出入口近くにはバス停があり、学生の登下校に利用されていて、かなり危険な状況で、通行人にも迷惑をかけていたため、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成7年に市外に本店を置き、主に建築及び内装用各種板ガラス並びに鏡の加工、販売及び施工を営む法人です。2017年に工場と本社機能の一部を申請地近くに移転し、稼働していますが、工場の敷地内の駐車スペースが狭く、従業員数も増え、通勤用の車両が増加したため、社用車と入れ替えて駐車している状況です。建築用の板ガラスは受注量も増えており、工場内に保管スペースの確保が必要なことから、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、15番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は母の住宅にも程近く、子育ての助力を得ることも可能で、母に何かあったときにはすぐに駆けつけることができるなど、お互い助け合える最適な場所と考

議

長

え、申請に及んだものです。

続きまして、16番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は子供を伸びやかに育てられる閑静な環境で、実家にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、10番について豊田委員、11番については私から説明いたします。12番から14番について田口委員、15番及び16番について石塚委員よりお願いいたします。

それでは、10番について豊田委員よりお願いいたします。

8 番 委 員
(豊 田 委 員)

10番の件について説明いたします。

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。東側は宅地に面しております。北側出入口部分を除き、周囲にはコンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議

長

ありがとうございました。

続いて、11番について私から説明いたします。

11番の件について説明いたします。6月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に接する北側を除き、周囲を新設コンクリートブロックで覆うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

3 番 委 員
(田 口 委 員)

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。
続いて、12番から14番について田口委員よりお願いいたします。
それでは、12番の件について説明をいたします。

6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除いて、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、13番の件について説明します。

同じく6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。北側出入口部分を除いて、東側は一部隣地の既設ブロックが設置されているほか、それ以外の周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、14番の件について説明をいたします。

同じく6月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除いて、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

以上3件報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
ありがとうございました。

2 番 委 員
(石 塚 委 員)

続いて、15番及び16番について石塚委員よりお願いいたします。
15番の件について説明します。

6月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側道路に接続部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、16番の件について説明します。6月19日に現地を確認しております。南側道路に接続する部分を除き、周囲を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議

長

以上、報告いたします。審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございますか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされています。

農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

それでは、議案書の7ページを御覧ください。

第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について説明いたします。

番号、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者、農地中間管理機構から賃借権または使用貸借権の設定を受ける者、筆数、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、筆数は7筆、面積は3,003平方メートル、期間は6年です。

2番、筆数は1筆、面積は1,011平方メートル、期間は10年です。

議
全
議

長
員
長

以上2件の農用地利用集積等促進計画（案）に設定する農地は、全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものを考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

全
議

員
長

続いて、本計画案に対する意見はございませんか。

なし。

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

続きまして、第6号議案 越谷市農政審議会委員の選出について、事務局から説明願います。

議案書の8ページを御覧ください。第6号議案 越谷市農政審議会委員の選出についてご説明いたします。

本件につきましては、令和7年5月20日付で越谷市長から農業委員会に対して越谷市農政審議会委員5名の選出について依頼がありましたので、選出するものでございます。

選出方法につきましては、平成30年4月改正の越谷市農業委員会総会運営申合せ事項第5・①の規定より、会長及び地域のバランス、性別等を考慮して担当地区に農用地が含まれている農業委員4名となっておりますことから、合計5名を当該委員に選出するものでございます。

また、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第4条第1項第4の審議会等への女性登用推進要綱の趣旨を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図ることとなっております。

		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの件について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、事務局説明のとおり会長のほか4名の委員を当該委員に選出することといたしますが、異議はございませんか。
全	員	異議なし。
議	長	この際、暫時休憩いたします。 (休憩時刻：午前10時43分) (再開時刻：午前10時45分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 越谷市農政審議委員の選出についてご意見はございませんか。
3 番 委 員		はい、議長。
(田口委員)		
議	長	田口委員。
3 番 委 員		農政審議委員の選出については、会長一任でよろしいかと考えます。
(田口委員)		よろしくお願いします。
議	長	ありがとうございます。 ただいま田口委員より会長一任の意見がありましたが、いかがでしょうか。
全	員	異議なし。
議	長	異議ないと認め、それでは私から指名いたします。 会長のほか、5番、白鳥委員、8番、豊田委員、9番、小林委員、14番、山崎委員の4名の委員を越谷市農政審議委員に選出したいと存じますが、異議ございませんか。
全	員	異議なし。
議	長	異議なしとのことでございますので、会長と白鳥委員、豊田委員、小林委員、山崎委員の計5名を越谷市農政審議委員に選出することに決定いたします。 続きまして、第7号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適

統 括 主 幹

化の推進状況その他事務の実施状況の公表の決定について、事務局から説明願います。

議案書の9ページを御覧ください。第7号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表の決定について説明いたします。

第7号議案別紙1ページ目を御覧ください。農業委員会の状況で、農業委員会の体制及び農家・農地の概要となっています。

2ページ目を御覧ください。令和6年度の新規集積面積は21.09ヘクタールで、目標に対する達成状況は117.3%でした。令和6年度は増林地地区で新規の集積事業が開始されたため、目標を上回る実績となりました。

3ページ目を御覧ください。令和6年度緑区分の遊休農地の対象実施面積は7.47ヘクタールで、目標に対する達成状況は287.3%でした。現地は草刈り等による管理はしてもらっていますが、営農再開までには至っていません。

3ページ目及び4ページ目を御覧ください。新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積はゼロヘクタールで、目標に対する達成状況はゼロ%でした。

4ページ目及び5ページ目を御覧ください。最適化活動の目標の達成状況は、集積が大幅に目標を上回ったため、目標に対して期待を上回る結果が得られました。

事務の実施状況ですが、総会回数や農地法による転用許可件数は、6ページ目のとおりです。

事務局からは以上です。

議

長

ただいま事務局より説明いたしました。この件について質疑はございませんか。よろしいですか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということで、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。
続きまして、報告でございます。

事務局よりお願いいたします。

統括主幹

それでは、報告させていただきます。

議案書の10ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の11ページから13ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、15件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告及び第2号報告についての届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の14ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回1件の通知がありました。内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、議案書の15ページです。第4号報告 農地所有適格法人報告書の受理について、今回1件の報告が提出されました。農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により毎年事業状況等を農業委員会に報告しなければならないこととされており、農地法施行規則第58条第1項では、毎事業年度の終了後3か月以内に農業委員会に報告を提出しなければならないこととなっております。

1番の法人については、事業年度終了が2月末であり、令和7年5月26日付で報告書の提出がございました。農地所有適格法人たる要件を満たしているか否かを中島委員に確認していただき、適正であると判断されましたので、受理いたしました。

報告事項は以上です。

議長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

局 長

慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

今回の農業委員会会議の開催日程でございますが、7月25日金曜日、午前10時から、この会議室で行います。

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理から挨拶をお願いいたします。

職 務 代 理

本日は、農業委員会ご出席、ご苦労さまでございます。本日は雨が降って少し涼しいのですが、週末のほうから曇りでも温度が高い予報になっております。体に気をつけて、また来月の農業委員会に出席をよろしくお願いいたします。

局 長

本日はご苦労さまでした。

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時52分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和7年 6月25日

議 長

署名委員

署名委員